



令和元年9月2日
防災くらし安心部



山形県交通安全シンボルマーク

令和元年度

秋の交通安全県民運動

実施要綱

実施期間 9月21日(土)～9月30日(月)

9月30日(月)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

ゆずり合い笑顔とゆとりの山形路



運動の重点

- 1 子どもと高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転の撲滅

主唱 山形県交通安全対策協議会

第1 目 的

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発することから、県民一人ひとりに事故防止のための具体的な行動を周知・実践してもらうことにより交通事故防止を図る。

第2 運動の重点及び推進事項

運動の重点	推 進 事 項
1 子どもと高齢者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道付近では、横断者がいないか確認、横断者がいる時は必ず停止 ○ 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行 ○ 通学路における交通安全の呼びかけや児童・生徒を見守る活動等の実践 ○ 一時停止交差点では「しっかり止まって はっきり確認」を徹底
2 高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢運転者への安全教育及び安全指導の促進 ○ セーフティ・サポートカーS（略称:サポカーS）の普及啓発
3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕方からの外出の際は、明るい色の衣服とピカピカ光る夜光反射材着用の徹底 ○ 夕暮れ時における自転車前照灯の早め点灯の促進 ○ 早めのヘッドライト点灯の促進 ○ こまめな切り替えによる、ハイビームの積極的活用の促進
4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用義務の周知 ○ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果の広報
5 飲酒運転の撲滅	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は絶対に「しない、させない、許さない」意識の徹底 ○ 家庭・職場・地域から飲酒運転者を出さない広報啓発の推進

第3 各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	推 進 事 項
県・市町村 (県・地区・市町村 交対協を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「前をよく見て運転集中」「歩行者を守ろう」意識の周知徹底 ○ 「ながらスマホ」は絶対にしない意識の徹底 ○ 横断歩道における歩行者保護義務の周知徹底 ○ 通学路等を通行する車両の運転者に対する安全運転の広報啓発の促進 ○ 交通安全に係る広報活動の実施（チラシ、社内・庁内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等） ○ 「夜ピカピカ大作戦」による夜光反射材の普及及び着用促進 ○ 子どもと高齢者に対する参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○ 世代間交流型の交通安全教室開催の推進
警 察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩行者妨害違反、一時不停止違反等交通指導取締りの強化 ○ 「横断歩行者保護意識浸透活動」に関する周知・実践 <ul style="list-style-type: none"> ・ 横断者は、車が来る方を見て手をあげて運転者に合図 ・ 運転者は、一時停止後手で横断を促そう ○ 「交通安全ゆとり号」、「わたりジョーズ君」及び「ドライブレコーダー」を活用した参加・体験・実践型交通安全教室の推進 ○ 夜光反射材の着用促進
教育委員会 幼稚園、保育園 小・中・高等学校 P T A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域等との連携による登下校時の街頭指導、安全な横断や夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車の夜光反射材着用等の指導 ○ 自転車の安全利用と交通ルールの指導（特に一時停止、安全確認、夜間における前照灯点灯、スマートホン・携帯電話の使用禁止、ヘッドホン・イヤホンの使用禁止、正しい駐輪の周知、ヘルメットの着用の促進、幼児二人同乗用自転車乗用時のシートベルト着用の促進） ○ 地域の老人クラブと連携した世代間交流型の交通安全教室の開催の推進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進 ○ 後部座席を含めた全席シートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい着用・効果の啓発・指導



道 路 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールの強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備
山形運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭車両検査等による不正改造車・整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運行管理の徹底、車両点検整備の促進指導
山形労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底
交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車安全利用5則の周知徹底、バイク・自転車利用の子どもと高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 「夜光反射材」の普及促進と街頭における直接貼付活動の推進 ○ 家庭、地域から飲酒運転を出さない広報・啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の街頭指導
安全運転管理者協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ スマートドライバー四つの確認行動の実践 ○ 飲酒運転撲滅のための教育・指導の徹底 ○ 安管事故1, 0 0 0件以下抑止目標に向けた取組みの強化 ○ 青パトを活用した各種啓発活動の推進
指定自動車教習所協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生に対する「思いやりの心」を基調とする交通安全教育の徹底 ○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導
J R 東 日 本 踏 切 道 事 故 防 止 関 係 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切直前での一時停止と安全通行の指導・広報活動の推進 ○ 踏切設備の点検・整備の推進 ○ 踏切における緊急措置(非常ボタンの取扱い及びトリコ時の脱出等)の周知徹底
ト ラ ッ ク 協 会 バ ス 協 会 ハ イ ヤ ー 協 会 ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー 協 会 自 家 用 自 動 車 協 会 自 動 車 販 売 店 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認!大きな声で安全確認!」の励行 ○ 職場から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 「早めヘッドライト点灯」運転、「歩行者・自転車注意減速」運転の励行 ○ 過労・過積載運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用推進(来店・乗客等に対する呼びかけ)
二輪車普及安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭での安全点検・指導 ○ 初心ライダー及びリターンライダーに対する安全運転の広報啓発
サイクリング協会 自転車軽自動車商 協 同 組 合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用時の交通ルールの普及 ○ 夜光反射材等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進、TSマーク貼付(TSマーク(赤)の補償内容-傷害補償;入院15日以上10万円、死亡・重度障害100万円、被害者見舞金;入院15日以上10万円、賠償責任補償;死亡・重度後遺障害1億円)
交通安全母の会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故に遭わない・起こさない家庭づくりの推進(愛の一声運動) ○ 高齢者世帯訪問等による事故防止活動の推進 ○ 世代間交流型の交通安全教室開催の推進 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材着用の推進 ○ 家族から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底
老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時・夜間における「明るい色の衣服」、「夜光反射材」の着用促進運動の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ○ 会員から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導の徹底 ○ 道路横断時の左右確認及び横断中の左右確認(二度確認)の励行
旅館、麺類飲食、料理飲食、鮎商、社交、喫茶各生活衛生同業組合、小売酒販組合連合会、酒造組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼びかけの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓発 ○ 飲酒運転は見逃さない呼びかけの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案(ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設利用等)の促進

